

(プロポーザル実施要領)
別添 1

京都市里親ウェブサイト制作等

に係る業務委託仕様書

子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部

子ども家庭支援課

京都市里親ウェブサイト制作等業務委託仕様書

1 概要

(1) 件名

京都市里親ウェブサイト制作等業務委託

(2) 目的

本市では、保護者の病気など、様々な事情により本来の家庭で暮らせなくなった子どもたちを自らの家庭に迎え入れ、温かい愛情と正しい理解を持って養育してくださる里親さんが活躍されている。本業務では、多くの方に親しみを持っていただくことで里親制度がなじみ深いものになるとこと、里親さんへの支援の更なる充実を目的として、ウェブサイトの制作を行う。

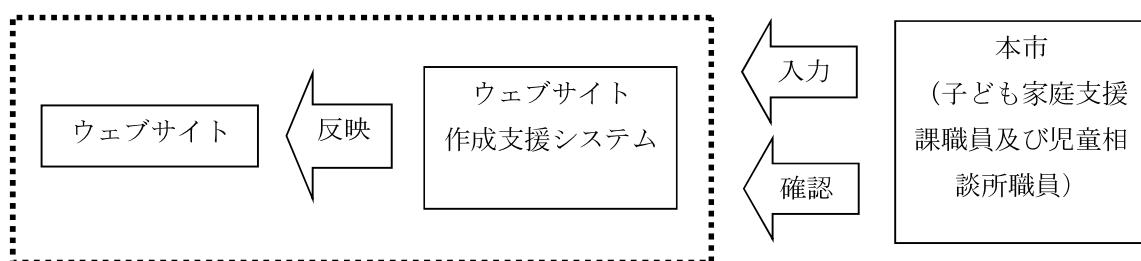
(3) 業務の概要

本業務は、京都市里親ウェブサイト（以下「ウェブサイト」という。）を制作し、インターネット上で公開するとともに、ウェブサイトを運営するためのシステムを構築し、本市に提供するものである。

受託者は、本市が用意する京都自治体情報セキュリティクラウドのサービスを利用して、本市が必要とするシステムを構築することとする。

なお、ウェブサイト及び運営するためのシステムを一般閲覧者や本市が利用するに当たり必要となる回線及び端末については、この仕様書に定めるとおりとし、提案の範囲に含めない。

(4) システム化の範囲



(5) 委託内容と納入成果物

ア 委託内容

(ア) ウェブサイトのデザイン

里親制度に関する概要やイベント等を市民等に簡潔明瞭に伝えることができる

よう、ウェブサイトのデザインを行うとともに、そのワイヤーフレーム（ウェブページのレイアウト設計図）等を提案すること。デザインに当たっては、利用者が目的の情報に容易にたどり着けるよう整理されたレイアウトとすること。

なお、タブレットやスマートフォンからの閲覧にも対応したウェブサイトとすること。

(イ) ウェブサイトの構築

提案したデザイン案に基づきウェブサイトを構築するとともに、職員が容易にコンテンツを管理、更新するために必要な環境（C M S）を整備すること。

(ウ) コンテンツの作成・登録

市民等に効果的に情報を伝えられるよう、コンテンツの作成及び写真（本市が提供）等の加工を行うこと。掲載するコンテンツについては、**別紙 1**のとおり作成することとし、本市の承認を得たうえで公開すること。また、作成したコンテンツをウェブサイトで公開するための必要な作業を行うこと。

また、**別紙 1**の内容に関して、各コンテンツの集約方法や新たに追加を検討すべきコンテンツがある場合は、積極的に独自提案を行うこと。

(エ) ウェブサイトの運用保守

ウェブサイト公開後（令和3年3月末頃予定）から契約期間終了までの間、ウェブサイトを安定かつ安全に運用するために必要な運用保守業務を実施すること。

(オ) その他

ウェブサイトを公開するために必要な業務はすべて本委託に含めるものとする。

イ 納入成果物

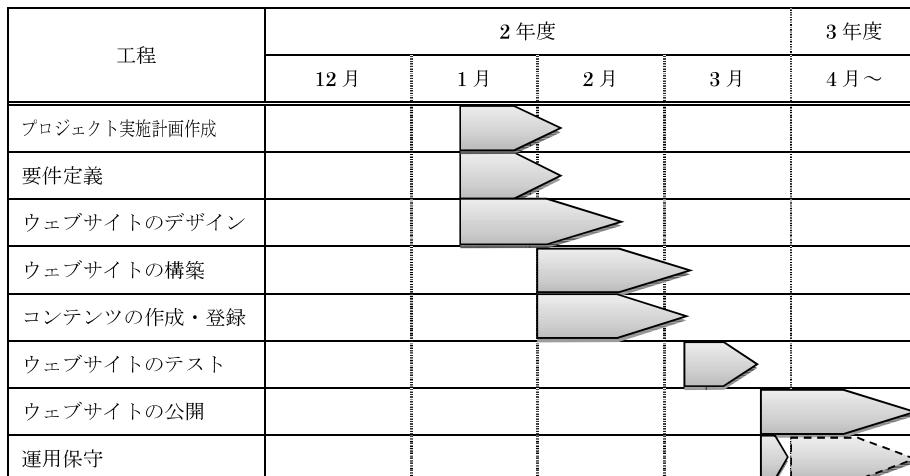
成果物は紙媒体及び電子媒体（C D－R 又はD V D－R）で各2部、本市に納入すること。

成果物	内容	納入時期
実施計画書	実施体制、実施内容、スケジュール等を実施計画としてまとめたもの	受託後の提出指示後2週間以内
要件定義書	仕様書等の要求事項を実現するために、システムに要求される内容を整理し、技術的観点からまとめたもの	受託後の提出指示後2週間以内
設計書	要件定義書に記載された内容を実現するために、実装機能、画面操作、生成及び保管データの概要などの基礎的な事項や、プログラム仕様などの技術的な事項をまとめたもの	開発前
テスト計画書	開発したシステムの品質を検査するために実施する試験の内容について定義したもの	テスト実施前
テスト結果報告書	テスト計画書に基づき実施したテストの結果をまとめたもの	テスト終了後

成果物	内容	納入時期
ソースコード	OS やミドルウェアの設定ファイル及びパラメータ	納品時
機器	別途本市にて調達するため、成果物には含まない。	—
ネットワーク	別途本市にて調達するため、成果物には含まない。	—
ソフトウェア	京都自治体情報セキュリティクラウドの標準構成により構築する場合は、別途本市にて調達するため、成果物には含まない。ただし、標準構成においても、稼動に当たり追加して必要な関数及びモジュール等については、受託者で対応すること。 プロダクト持込により構築する場合は、構築に当たり必要となるソフトウェアについては、受託者の調達範囲に含まれる。	—
操作手順書及び運用手順書	システムの操作方法や運用方法をまとめもの	納品時
障害対応マニュアル	障害時における復旧手順等についてまとめたもの	納品時
完成図書	上記の成果物で最終確定したもの	検収時

(6) 実施スケジュール

本業務の実施スケジュールは、概ね以下のスケジュールに基づくものとするが、詳細なスケジュールについては、事前に本市と調整すること。



2 システムの要件

(1) 機能要件

ア ウェブサイトのデザイン、コンテンツの作成・登録等については、1(5)アのとおりとすること。

イ ウェブサイトの構築については、ウェブサイトの更新作業が職員で容易にできるような機能を設けること。その際、画像、動画、表等が容易にアップロードできる

ようのこと。ただし、サーバに負荷がかかるため、動画のストリーミング配信は実施しないこととする（YouTubeへのリンク（サムネイル表示）は可能）。

(2) 画面要件

ウェブサイトを更新する際の入力画面及びプレビュー画面を設けること。

3 規模及び性能の要件

(1) 規模要件

ア 端末（クライアントPC） 10台程度

イ 端末は子ども家庭支援課及び児童相談所内の執務室に設置されている。

(2) 性能要件

ウェブサイトは、広く一般に公開し、インターネットからアクセス可能であることから、掲載するコンテンツ等により一時的なアクセスの増加が見込まれる。ウェブサイトへのアクセスが増加した場合であっても、利用者がストレスなく利用できるよう、通常3秒以内にレスポンスがあること。

ただし、大量のデータのアップロード、ダウンロード等が見込まれる処理については、事前に本市と協議を行うこと。

(3) ドメイン等の要件

ウェブサイトのドメインについては、「hagukumisan.city.kyoto.lg.jp」とすること。

ウェブサイトは、GoogleやBing等の一般的な検索エンジンにおいて、「京都市里親」及び「はぐくみさん」のキーワード検索をした際に上位に表示されるように構築すること。

4 情報セキュリティ要件

ウェブサイトの構築に当たっては、京都市情報セキュリティ対策基準を順守し、本市が要求する情報セキュリティ水準を満たすとともに、以下の対策を講じること。

(1) アクセス制御

ア ユーザ認証

ウェブサイトのコンテンツの更新や運用保守等を行う職員等について、ユーザごとにIDを発行し、ユーザID及びパスワードによる認証を行うこと。

イ 権限制御

ユーザの担当する業務及び役割等によって、ユーザごとにアクセス権限が設定でき、ユーザのアクセス権限に応じ、利用可能な機能の制御が行えること。

ユーザ区分	権限
システム管理者 (子ども家庭支援課の課長級職員)	システム情報の変更、ユーザの登録・変更・削除を可能とすること。 コンテンツの追加・更新・削除に関する承認を可能とすること。
保守担当者 (受託事業者)	システム情報の変更、コンテンツの追加・更新・削除を可能とすること。
コンテンツ作成者 (子ども家庭支援課職員及び児童相談所職員)	コンテンツの追加・更新・削除を可能とすること。
一般利用者 (市民等)	コンテンツの閲覧のみ可能とすること。

なお、詳細なアクセス権限については、受託者と協議のうえ、決定することとする。

ウ パスワード管理

パスワードの管理については、次の要件を満たすこと。また、このほかにも情報セキュリティの向上に資する対策があれば提案すること。

- (ア) パスワードは、英字（大文字・小文字）、数字、記号を組み合わせた8文字以上の文字列を設定できること。
- (イ) パスワードは、ユーザ自身が任意のタイミングで変更できること。
- (ウ) システム管理者において、パスワードの有効期間を設定できること。
- (エ) パスワードを不正利用されないよう、適切に管理できること。

エ 不正ログインの防止

- (ア) 認証が必要な機能には、インターネットパソコン又は保守担当者のパソコンからのみアクセス可能とするよう制限を行うこと。
- (イ) 同一のユーザIDによるログイン試行が5回失敗した場合は、当該ユーザIDのアカウントロックが掛かること。なお、アカウントロックはシステム管理者が解除できることとする。

(2) 通信

- ア ウェブサイトで公開する全てのページについて、TLS1.2により暗号化すること。
- イ 暗号化に必要なサーバ証明書については、本市が指定するものを利用すること。

(3) ログの取得

- ア ウェブサイトのアクセスログを取得すること。
- イ 認証が必要な機能の操作については、ユーザIDごとに操作ログを取得することと

し、取得した操作ログは、システム管理者がウェブサイトの画面から確認できること。

ウ 取得したログは1年間保存し、必要に応じ調査、分析できること。

(4) バックアップの取得

ア 定期的にシステム及びデータのバックアップを取得し、システム及びデータの復旧を可能とすること。

イ 障害発生時等に、速やかにシステム及びデータを復旧できるよう機能を設計するとともに、復旧手順等を備えること。

(5) 不正プログラム対策

京都自治体情報セキュリティクラウドのプロダクト持込構成の場合については、以下の対策を実施すること。（標準構成の場合は、京都自治体情報セキュリティクラウド側において不正プログラム対策を実施するため、本業務の対象外とする。）

ア サーバには、ウイルス対策ソフトを導入すること。

イ ウイルス対策ソフトは、常に最新のバージョンを利用すること。

ウ ウイルス対策ソフトの定義ファイルが更新された場合は、速やかに適用すること。

(6) 脆弱性対策

ア 導入するソフトウェアについては、開発元のサポートがある信頼性の高い製品を利用すること。

イ ソフトウェアに脆弱性が発見された場合は、システムへの影響、重要性、修正プログラム適用の必要性等を検証のうえ、速やかに本市に報告すること。

(7) 京都自治体情報セキュリティクラウド付加機能

ウェブサイトの構築に当たっては、京都自治体情報セキュリティクラウドにおいて提供される以下の付加機能を利用すること。

ア Webアプリケーションファイアウォール

イ バックアップ

ウ ウイルス対策（標準構成の場合のみ）

エ 改ざん検知

オ NTP（時刻同期）

5 システムの拡張性等の要件

(1) 性能の拡張性

将来的にウェブサイトで取り扱うデータ量やページ数が増加した場合であっても、

拡張が容易となるよう設計すること。

※ 京都自治体情報セキュリティクラウドで提供されるディスクサイズには制限（標準構成で 500 GBまで）があるため、不足が生じた場合は他サーバへの移転が容易となるように設計すること。

(2) 機能の拡張性

今後、新たな機能が追加されることを想定し、機能追加が容易となるよう設計すること。

(3) 上位互換性

ウェブサイトで使用する OS やソフトウェアのバージョンアップがあった場合でも、その影響が小さくなるよう設計すること。

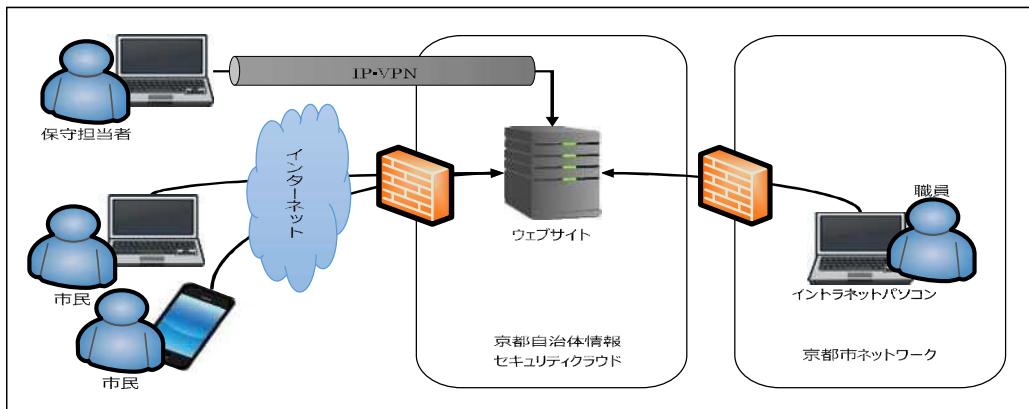
(4) システム中立性

ア 特定の技術や製品に依存せず、継続的に安定した品質保証が受けられるオープンかつ標準的な技術を採用すること。ウェブサイトの運用保守においても、特定の事業者に依存することなく、他事業者でも変更及び引継ぎが可能であること。

イ ウェブサイトの移行が必要となった場合に、円滑にデータ移行ができるよう、ウェブサイトで管理するデータを汎用的なデータ形式で出力できること。

6 システムの稼動環境

(1) 全体構成



ア ウェブサイトは京都自治体情報セキュリティクラウドの Web サーバを用いて構築することとし、構築に当たっては、事前に京都市総合企画局情報化推進室と協議すること。

なお、Web サーバの概要については、別紙2を参照すること。

イ ウェブサイトのドメインは、本市が指定するドメインを使用すること。

ウ ウェブサイトは次のクライアント要件をサポートすること。

インターネットパソコン	OS は、Microsoft Windows 10 以上とし、Internet Explorer 11 以上で動作すること。また、HTTPS は、TLS1.2 で利用できること。
利用者のパソコン、スマートフォン等	OS は、Microsoft Windows, macOS, Android 5.0 以上、iOS 10 以上をサポートすることとし、ウェブサイト構築時点において、主要なブラウザ (Internet Explorer, Microsoft Edge, Apple Safari, Mozilla Firefox, Google Chrome) の最新版で動作すること。

(2) ハードウェア要件

京都自治体情報セキュリティクラウドで提供する Web サーバの標準構成又はプロダクト持込構成のいずれかとすること。

(3) ソフトウェア要件

ア 開発元のサポートがある信頼性の高い製品を使用すること。

イ システム構築時点において、安全性及び安定性を確認した最新バージョンを導入すること。

(4) ネットワーク要件

- ア イントラネットパソコンから Web サーバへの接続は、本市既存ネットワークを使用すること。
- イ アプリケーション保守又はコンテンツ更新を目的とした Web サーバへの接続は、原則リモート保守とする。ただし、リモート保守に当たっては、NTT 西日本が提供するサービスエリア内からの接続に限るものとし、VPN 接続機器には、Fortinet 社製 FortiGate シリーズを使用すること。また、京都自治体情報セキュリティクラウド側に接続サービスの申込み手続は受託者が行うこととし、フレッツ回線の工事費、月額使用料、機器費、VPN サービス利用料金は受託者の費用負担とする。

(5) アクセシビリティ要件

- 高齢者や障害者を含めた誰もが支障なくウェブサイトを利用できるよう、「京都市ウェブサイト制作ガイドライン」を踏まえ、ウェブアクセシビリティに配慮すること。

7 テスト要件

- テスト計画書として取りまとめ、本市の承認を得たうえで、テストを実施すること。
- また、テスト結果は、テスト結果報告書として取りまとめ、本市の承認を得ること。

8 運用の要件

(1) 運用体制

- ア ウェブサイトの管理、運用を円滑に行うため、運用業務の統括者、電話及び電子メールによる連絡窓口を有した運用体制を整備すること。
- イ 運用体制、連絡体制を明確にした運用体制図を作成し、提出すること。また、運用体制に変更があった場合は、速やかに運用体制図を更新し、提出すること。

(2) 作業内容

- ア ウェブサイトの稼動時間は、24 時間、365 日とする。
- イ ウェブサイトの稼動状況、アクセス状況、リソース状況等について、定期的に確認すること。
- ウ ウェブサイトの稼動状況及び課題等について、月 1 回報告を行うこと。
- エ メンテナンス等のため、ウェブサイトを停止する必要がある場合は、事前に本市の承認を得ること。

(3) 手順書等の整備

- ア ウェブサイトの管理、運用を円滑に行うため、運用手順書を作成し、提出すること。

イ ウェブサイトにおいて障害等が発生した場合に、速やかに初動対応や保守担当者への連絡等が行えるよう、緊急時の連絡先等を含めた緊急時対応手順書を作成すること。

(1) 障害対応

- ア 平日（土日、祝日及び12月29日から1月3日を除く）の午前8時45分から午後5時30分までは、本市から障害の連絡等を受けられる連絡体制を整備すること。
- イ 障害の連絡を受けた又は障害の発生を確認した場合は、速やかに必要な措置を取ること。
- ウ 障害が復旧した場合は、速やかに障害の発生状況、原因、対応等を記載した報告書を作成し提出すること。また、同様の障害が発生することを防ぐ是正措置、予防措置を実施すること。

9 保守の要件

(1) ソフトウェア保守

- ア 導入したソフトウェアに係る修正プログラムが公開された場合は、ウェブサイトへの影響、重要性、修正プログラム適用の必要性等を検証のうえ、速やかに本市に報告すること。
- イ レイアウトの変更等、ウェブサイトの軽微な変更、修正は、保守の範囲として対応すること。
なお、軽微な変更、修正の範囲については、本市と協議のうえ決定することとするが、パソコンやスマートフォン等のバージョンアップに伴い、ページの表示崩れなどが発生した場合は、運用保守費の中で対応すること。
- ウ 不具合の修正は、保守の範囲として対応すること。

(2) ハードウェア保守

京都自治体情報セキュリティクラウドで提供するWebサーバのハードウェア保守は、保守業務の対象外とする。

10 実施体制等の要件

(1) 実施体制

- ア 本業務を確実に履行できる体制を設けること。
- イ 本業務の実施に当たっては、受託者においてプロジェクトマネージャを設置し、プロジェクトの進行管理を行うこと。
- ウ 本市との窓口はプロジェクトマネージャが行うこと。

(2) 管理方法

- ア 本業務の作業開始に当たり、契約後速やかにプロジェクト実施計画書を作成して提出し、本市の承認を得ること。また、本委託期間中にプロジェクト実施計画書で定めた事項に変更があった場合は、速やかに変更の連絡を行い、本市の承認を得ること。
- イ プロジェクト実施計画書に従い本業務の作業管理（進捗管理、変更管理等）を行うこと。
- ウ 作業中に生じる問題整理やその解決に向けて適切な課題管理を行うこと。
- エ 会議を実施した際には、会議後1週間以内に議事録を作成し、提出すること。

(3) 作業場所等

- ア 作業場所及び開発環境等必要な機材については、受託者において用意すること。
- イ 本市が承認した作業場所以外で業務を行わないこと。
- ウ 本市庁舎及京都自治体情報セキュリティクラウド作業場所において作業を実施する場合は、作業内容及び作業日程、作業時間について、事前に本市の承認を得ること。

11 制約条件

- (1) 作業の実施場所は、本市が指定し、又は許可した場所で実施しなければならない。
- (2) 本市のネットワークに、外部から接続することはできない。
- (3) 本市のネットワークに、許可されていない端末を接続することはできない。
- (4) 令和3年3月29日までに、全ての作業を完了し、検収を受けなければならない。
- (5) 導入に必要な設定変更作業は、本市及び京都自治体情報セキュリティクラウド運用保守業者と調整のうえ実施すること。

12 特記事項

- (1) この調達に係る業務を遂行するに当たって、新たに発生した設計書類等及び開発部分（市販の汎用アプリケーション等パッケージソフトに帰属する部分を除く。）の著作権その他権利については、本市に帰属するものとし、受託者は成果物に関する著作者人格権を行使しない。
- (2) この調達の範囲内で、第三者が権利を有する著作物又は知的所有権等を利用する場合は、受託者の責任において、その権利の使用に必要な費用を負担し、使用許諾契約に係わる一切の手続を行う。
- (3) この調達の範囲内で、本市に帰属しない著作物がある場合にあっては、受託者は、本市に当該著作物の関連文書を成果物として納入するものとし、この関連文書についても上記(1)及び(2)に準じる。

- (4) この調達に係る業務を遂行するに当たって、地方公務員法第34条の「守秘義務」規定及び「京都市個人情報保護条例」を理解し、個人情報（特定個人情報を含む。以下同じ。）の不適切な使用、紛失、流出等が、信用失墜につながる重大な行為であると認識すること。また、受託者は、その認識のもと、個人情報の厳格な管理及び適切な運用のために必要な万全の体制を整備し、これを維持する。
- (5) 受託者は、本市の文書による承認を得なければ、この契約に係る義務の履行を第三者に委託し、この契約に係る権利を第三者に譲渡し、又はこの契約に係る義務を第三者に承継させてはならないこととする。
- (6) 委託業務の遂行に当たり、不適切な事務処理や事故及び業務遂行に際し遅延が生じた又は生じる見込みとなった場合、その他取扱いに疑義が生じた場合は、直ちに本市へ報告し、協議すること。
また、前述の場合のほか、個人情報を保護することができなかつたことに伴い生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、全て受託者が責を負うこととする。場合によっては、本市は契約の一部不履行、粗雑履行として契約金額の減額、契約の解除の措置を探るとともに損害賠償を請求することがある。
- (7) 受託者は、本仕様書によるほか、「電子計算機による事務処理等（システム開発・保守）の委託契約に係る共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）に従い本業務を遂行すること。
なお、本仕様書に定める内容と共通仕様書に定める内容との間に相違がある場合は、本仕様書に定める内容を優先するものとする。

13 独自提案

本仕様の定めにない内容であっても、本ウェブサイトの設置目的に適うと思われる機能や方法、仕様等がある場合は、積極的に独自提案を行うこと。

14 その他

本仕様に定めのない事項については、本市と受託者において協議のうえ、決定する。

別紙1

コンテンツ一覧

コンテンツ	概要
子どもの最善の利益 ～社会的養育と里親～	<ul style="list-style-type: none">・日本及び京都市における、家族と暮らせない子ども（要保護児童）の状況・社会的養育体制の整備と、そのなかでの里親の役割
里親の種類	<ul style="list-style-type: none">・主な里親の種類（4種類）+その他 の詳細
里親になるステップ	<ul style="list-style-type: none">・里親になるまでに必要な4ステップの詳細
京都市の里親支援	<ul style="list-style-type: none">・これまでから京都市で実施してきた里親支援について紹介
ショートステイ	<ul style="list-style-type: none">・ショートステイ（子育て支援短期利用事業）の詳細
よくあるご相談	<ul style="list-style-type: none">・Q A方式で、よくあるご相談の紹介及びその回答
イベント	<ul style="list-style-type: none">・今後行われるイベント等についてお知らせ
パンフレット	<ul style="list-style-type: none">・京都市等で発行しているパンフレット等がダウンロードできるよう掲載
リンク	<ul style="list-style-type: none">・京都市情報館や子育て Web サイト、児童相談所 HP や乳児院・児童養護施設等 HP 掲載
お問い合わせフォーム	<ul style="list-style-type: none">・児童相談所、子ども家庭支援課等への問い合わせ
里親さんのページ	<ul style="list-style-type: none">・里親に必要な各種申請書・様式がダウンロードできるよう掲載

別紙2

京都自治体情報セキュリティクラウドのWebサーバの概要

京都自治体情報セキュリティクラウドのWebサーバは、以下の標準構成又はプロダクト持込の条件にて提供する。

なお、Webサーバは障害対策としてvSphere HA機能で冗長化しており、物理サーバの障害時においても別筐体へのライブマイグレーションにより継続したサービス提供を可能としている。

1 標準構成

京都自治体情報セキュリティクラウドで提供するWebサーバの標準構成は以下のとおりとする。

サーバ	vCPU数4、メモリ8GB、ストレージ500GB
OS	Redhat Enterprise Linux 7 (v7.2)
Webサーバソフトウェア	Apache HTTP Server (導入時点での最新版)
CMS	WordPress (導入時点での最新版)
ウイルス対策ソフトウェア	詳細は受託者にのみ開示する。

※ 標準構成の場合、上記ソフトウェアの保守については、京都自治体情報セキュリティクラウド側において実施する。

2 プロダクト持込

標準構成と異なる構成が必要な場合はプロダクト持込も可能とするが、以下の基本仮想サーバ構成のリソースの範囲で提供する。基本仮想サーバ構成を超える場合は、最大3倍までを限度に調整して決定する。

- ・ 基本仮想サーバ構成

CMSサーバ	vCPU数1、メモリ8GB、ストレージ250GB
Webサーバ	vCPU数2、メモリ8GB、ストレージ250GB

令和2年4月1日改正

電子計算機による事務処理等（システム開発・保守）の委託契約に係る共通仕様書

（総則）

- 第1条** この電子計算機による事務処理等（システム開発・保守）の委託契約に係る共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、電子計算機による事務処理等（システム開発・保守）の業務委託において、情報セキュリティの確保など委託業務の適正な履行を確保するために共通して必要となる事項を定めるものである。
- 2 共通仕様書に定める内容と個別仕様書に定める内容との間に相違がある場合は、個別仕様書に定める内容が優先する。

（履行計画）

- 第2条** 受託者（複数の事業者で構成する連合体が委託業務を履行する場合にあっては、当該連合体の全ての構成員をいう。以下「乙」という。）は、委託業務の履行に着手する前に、履行日程及び履行方法について京都市（以下「甲」という。）に届け出て、その承諾を得なければならない。
- 2 乙は、甲が委託業務の内容を変更した場合に、履行日程又は履行方法を変更するときは、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。乙の事情により、履行日程又は履行方法を変更するときも、同様とする。

（秘密の保持）

- 第3条** 乙は、委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報及び秘密を第三者に漏らしてはならない。契約期間終了後又は契約解除後も、同様とする。

（目的外使用の禁止）

- 第4条** 乙は、次に掲げるものを委託業務の履行以外の目的に使用してはならない。
- (1) 契約目的物
 - (2) 甲が乙に支給する物品（以下「支給品」という。）及び貸与する物品（以下「貸与品」という。）
 - (3) 委託業務の履行に関し作成された入出力帳票、フロッピーディスク、磁気テープ、磁気ディスク、光磁気ディスク、光ディスク、半導体メモリその他の記録媒体に記録された情報（甲が提供した情報を含む。以下「データ」という。）

（複写、複製及び第三者提供の禁止）

- 第5条** 乙は、契約目的物、支給品、貸与品及びデータについて、複写し、複製し、又は第三

者に提供してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(作業責任者等の届出)

- 第6条** 乙は、委託業務に係る作業責任者及び作業従事者を定め、書面によりあらかじめ甲に報告しなければならない。これを変更するときも、同様とする。
- 2 作業責任者は、共通仕様書に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。
- 3 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、共通仕様書に定める事項を遵守しなければならない。
- 4 乙は、全ての作業責任者及び全ての作業従事者から共通仕様書に定める事項を遵守する旨の誓約書を徵し、甲から求めがあった場合は、これを甲に提出しなければならない。

(教育の実施)

- 第7条** 乙は、全ての作業責任者及び全ての作業従事者に対して、情報セキュリティに対する意識の向上、共通仕様書において遵守すべき事項その他委託業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。
- 2 乙は、個人情報を取り扱うに当たっては、個人情報を取り扱う全ての作業責任者及び全ての作業従事者に対し、京都市個人情報保護条例の罰則規定を周知するとともに、個人情報保護のための教育及び研修を実施しなければならない。
- 3 乙は、前2項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、及び実施体制を整備しなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

- 第8条** 乙は、委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

- 第9条** 乙は、委託業務の全部又は一部を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 乙は、再委託する場合は、再委託の内容、再委託の相手方、再委託の理由等を付して書面によりあらかじめ甲に申請し、その承諾を得なければならない。
- 3 乙は、再委託する場合は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託の相手方の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 4 乙は、再委託する場合は、再委託の相手方との契約において、再委託の相手方を監督する

ための手続及び方法について具体的に規定しなければならない。

- 5 乙は、再委託する場合は、再委託先における履行状況を管理するとともに、甲の求めに応じて、その状況を甲に報告しなければならない。

(データ等の適正な管理)

第 10 条 乙は、システムフローチャート、入出力帳票設計書、ファイル設計書、プログラム説明書、プログラムフローチャート、プログラムリスト、コードブックその他の委託業務の履行に必要な書類（以下「ドキュメント」という。）、プログラム及びデータの授受、処理、保管その他の管理に当たっては、内部における責任体制を整備し、漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん、盗難等を防止するなどその適正な運営に努めなければならない。

- 2 乙は、委託業務の履行に当たって使用する電子計算機室、データ保管室その他の作業場所（以下「電子計算機室等」という。）を定め、書面によりあらかじめ甲に報告しなければならない。これを変更するときも、同様とする。

- 3 乙は、甲の電子計算機室等を使用する場合は、甲に対し委託業務の履行に着手する前に、甲の電子計算機を使用する作業責任者及び作業従事者の氏名、業務内容及び従事期間を届け出なければならない。また、甲の電子計算機を使用しなくなった作業責任者及び作業従事者の氏名、理由を届け出なければならない。

- 4 乙の作業責任者及び作業従事者は、甲の電子計算機室等に入退室するときは、事前に甲の許可を受けなければならない。

- 5 乙は、第2項で定める乙の電子計算機室等について、外部からの侵入が容易でない場所に配置するとともに、地震、水害、落雷、火災、漏水等の災害及び盗難等の人的災害に備えて、必要な保安措置を講じなければならない。

- 6 乙は、第2項で定める乙の電子計算機室等について、次に掲げる入退室管理を行わなければならない。

- (1) 電子計算機室等に入室できる者を、乙が許可した者のみとすること。
- (2) 入室を許可されていない者が電子計算機室等に入室することを防止するための必要な措置を講じること。
- (3) 入室を許可された者が電子計算機室等に入室し、又は退室するときは、日時、氏名等を入退室管理簿に記録すること。

- 7 乙は、甲から委託業務において利用するデータ等の引渡しを受けたときは、甲に受領書を提出しなければならない。

- 8 乙は、個人情報を取り扱うに当たっては、個人情報を適正に管理させるために、個人情報管理責任者を置かなければならない。

- 9 乙は、委託業務の履行のために入力機器、電子計算機及び記録媒体を使用するに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 乙が許可した者以外の者が入力機器、電子計算機及び記録媒体を使用すること及びこれに記録されているデータを閲覧することがないよう必要な措置を講じること。

(2) 入力機器、電子計算機及び記録媒体に、情報漏えいにつながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。

(3) 個人の所有する入力機器、電子計算機及び記録媒体を使用しないこと。

10 乙は、甲及び乙の電子計算機室等からドキュメント、プログラム及びデータを持ち出してはならない。ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

11 乙は、甲及び乙の電子計算機室等からプログラム、データ等を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施さなければならない。

12 乙は、ドキュメント、プログラム及びデータの輸送、搬入出を自ら行わなければならない。ただし、甲の書面による同意を得た場合は、この限りでない。

13 甲は、ドキュメント、プログラム及びデータの全部又は一部の漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん、盗難等による被害が生じた場合は、契約書第8条第1項第1号に該当するとして契約を解除することができる。

14 乙は、ドキュメント、プログラム及びデータの全部又は一部の漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん、盗難等があったときは、甲の指定するところにより、代品を納め、原状に復し、損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下同じ。）を賠償し、又は代品を納め、若しくは原状に復するとともに損害を賠償しなければならない。

(データ等の廃棄)

第 11 条 乙は、委託業務が完了したとき、委託業務の内容が変更されたとき又は契約が解除されたときは、甲の指示に従い、ドキュメント、プログラム及びデータを廃棄し、消去し、又は甲に返還し、若しくは引き渡さなければならない。

2 乙は、前項の規定により、ドキュメント、プログラム及びデータの廃棄又は消去を行うに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 復元又は判読が不可能な方法により廃棄又は消去を行うこと。

(2) 廃棄又は消去の際に、甲から立会いを求められたときはこれに応じること。

(3) 廃棄又は消去を行った後速やかに、廃棄又は消去を行った日時、担当者名及び処理内容を記録した証明書等により甲に報告すること。

(監督)

第 12 条 乙は、ドキュメント、プログラム及びデータの管理状況並びに委託業務の履行状況について、甲の指示に従い、定期的に甲に報告しなければならない。

2 甲は、必要があると認める場合は、契約内容の遵守状況及び委託業務の履行状況について、いつでも乙に対して報告を求め、乙の電子計算機室等に立ち入って検査し、又は必要な指示等を行うことができるものとする。

(事故の発生の通知)

第 13 条 乙は、当該契約目的物、ドキュメント、プログラム、データ等の漏えい、滅失、き

損，紛失，改ざん，盜難等の事故が生じたときは，直ちに甲に通知し，その指示に従い，遅滞なく書面で報告しなければならない。契約期間終了後又は契約解除後も，同様とする。

- 2 乙は，契約目的物，ドキュメント，プログラム，データ等の漏えい，滅失，き損，紛失，改ざん，盜難等の事故が生じた場合に備え，甲その他の関係者との連絡，証拠保全，被害拡大の防止，復旧，再発防止の措置等を迅速かつ適切に実施するために，緊急時対応計画を定めなければならない。
- 3 甲は，契約目的物，ドキュメント，プログラム，データ等の漏えい，滅失，き損，紛失，改ざん，盜難等の事故が発生した場合は，必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(支給品及び貸与品)

- 第 14 条** 支給品及び貸与品の品名，数量，引渡時期及び引渡場所は，個別仕様書に定めるところによる。
- 2 乙は，前項に定めるところにより，支給品又は貸与品の引渡しを受けたときは，遅滞なく甲に受領書又は借用書を提出しなければならない。
 - 3 乙は，支給品及び貸与品を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。
 - 4 乙は，委託業務が完了したとき，委託業務の内容が変更されたとき又は契約が解除されたときは，個別仕様書に定めるところにより，不用となった支給品及び貸与品を，使用明細書を添えて甲に返還しなければならない。
 - 5 乙は，故意又は過失により，支給品又は貸与品の全部又は一部を滅失し，又はき損したときは，甲の指定するところにより，代品を納め，原状に復し，損害を賠償し，又は代品を納め，若しくは原状に復するとともに損害を賠償しなければならない。

(検査の立会い及び引渡し)

- 第 15 条** 甲は，契約書第4条第1項の検査に当たり，必要があると認めるときは，乙を検査に立ち会わせることができる。この場合において，乙が検査に立ち会わなかつたときは，乙は，検査の結果について異議を申し立てることができない。
- 2 甲は，契約書第4条第1項の検査に当たり，必要があると認めるときは，契約目的物を電子計算機による試行，試験等により検査することができる。この場合において，当該検査に直接要する費用は，乙の負担とする。
 - 3 乙は，契約書第4条第1項の規定による検査に合格したときは，直ちに，納品書を添えて，契約目的物を甲の指定する場所に納入するものとし，納入が完了したときをもって契約目的物の引渡しが完了したものとする。

(契約の解除)

- 第 16 条** 甲は，乙が個別仕様書又は共通仕様書の内容に違反していると認めたときは，契約書第8条第1項第1号に該当するとして契約を解除することができる。

- 2 甲は、前項の規定により契約を解除したときは、乙に損害賠償の請求を行うことがある。
- 3 乙は、第1項の規定により契約の解除があったときは、甲にその損失の補償を求めるることはできない。

(損害賠償)

第17条 乙の故意又は過失を問わず、乙が個別仕様書又は共通仕様書の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に損害を与えた場合は、乙は、甲にその損害を賠償しなければならない。

(契約不適合責任)

第18条 甲は、引渡しを受けた契約目的物が種類、品質又は数量に関して契約の目的に適合しないものであるとき（その引渡しを要しない場合にあっては、委託業務が終了した時に当該業務の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないとき）は、乙に対してその不適合（以下本条において「契約不適合」という。）の修正等の履行の追完（以下本条において「追完」という。）を請求することができ、乙は、当該追完を行うものとする。ただし、甲に不相当な負担を課するものではないときは、乙は甲が請求した方法と異なる方法による追完を行うことができる。

- 2 甲は、契約不適合により損害を被った場合、乙に対して損害賠償を請求することができる。
- 3 甲は、契約不適合について、追完の請求にもかかわらず相当期間内に追完がなされない場合又は追完の見込みがない場合で、契約不適合により契約の目的を達することができないときは、契約書第8条第1項第1号又は第2号に該当するとして契約の全部又は一部を解除することができる。
- 4 乙が本条に定める責任その他の契約不適合責任を負うのは、第15条第3項の規定による引渡しを受けた日から2年以内に甲から契約不適合を通知された場合に限るものとする。ただし、第15条第3項の規定による引渡しを受けた時点において乙が契約不適合を知り若しくは重過失により知らなかった場合、又は契約不適合が乙の故意若しくは重過失に起因する場合にはこの限りでない。
- 5 第1項から第3項までの規定は、契約不適合が甲の提供した資料等又は甲の与えた指示によって生じたときは適用しない。ただし、乙がその資料等又は指示が不適当であることを知りながら告げなかつたときは、この限りでない。

(作業実施場所における機器)

第19条 委託業務の履行に必要となる機器、ソフトウェア及びネットワークについては、乙が準備するものとする。ただし、甲がこれを貸与する場合は、この限りでない。